

大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集業務 企画提案募集要領

令和5年5月

大船渡市 企画政策部 秘書広報課

「大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集業務」委託企画提案募集要領

この「募集要領」は、大船渡市（以下「本市」という。）が実施する「大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関し、契約する事業者（「以下「受託者」という。」に要求する業務の仕様等について明らかにし、企画提案に参加する者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

広報紙は、本市の重要施策や課題などをはじめ、市民の生活に欠かせない情報を掲載しており、市民全体に行政情報を伝えるための媒体として重要な役割を果たしている。

本業務は、広報紙をフルカラー化するとともに、事業者のデザイン・レイアウトなどの専門的な技術や知識を生かし、市民の「読みやすさ」や「わかりやすさ」に配慮した紙面に刷新するものである。

本業務の実施に当たっては、類似の実績等がある事業者から提案された企画等を一定の基準で評価する「公募型プロポーザル方式」で契約候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名

大船渡市広報紙デザイン・レイアウト編集業務

(2) 内容

別添「企画提案仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和6年3月21日（木）まで

(4) 予算額（上限額）

2,244,000円（消費税額及び地方消費税額含む。）

3 参加資格

企画提案に参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 大船渡市内に本店・支店・営業所等を有する者であること。
- (2) 本業務と同種又は類似する業務を行った実績があるなど、印刷物のデザイン・レイアウト編集に精通していること。
- (3) 租税公課の滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する団体等や行為をする者に関わりがないこと。

4 提案手続

	内容	日程
1	募集要領等の公表	令和5年5月29日(月)
2	質問の受付期限	令和5年6月9日(金)正午
3	参加申込書の提出期限	令和5年6月16日(金)午後5時
4	企画提案書の提出期限	令和5年7月7日(金)午後5時
5	プレゼンテーションの実施に関する通知	令和5年7月20日(木)予定
6	プレゼンテーション及び契約候補者の決定	令和5年7月26日(水)午後予定
7	結果通知	令和5年7月28日(金)予定

(1) 提案募集の期間

- 募集期間 令和5年5月29日(月)から令和5年7月7日(金)午後5時まで
- 募集方法 本市ホームページ上に公表する。

(2) 質問の受付

本企画提案募集では説明会を実施しないため、本募集要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、次のとおり対応する。

- 期 限 令和5年6月9日(金)正午まで
- 方 法 質問書【様式1】により電子メールで受け付ける。
- 連絡先 E-mail : ofu_hisyo-ko@city.ofunato.iwate.jp
- 回 答 回答については、随時、本市ホームページ上に公開する。

(3) 参加申込書の提出

- 期 限 令和5年6月16日(金)午後5時 必着(持参)
- 提出物 (ア) 参加申込書【様式2】
(イ) 参加申込者の概要がわかる資料(パンフレット可)

■部 数 各1部

■提出先 〒022-8501

岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市企画政策部秘書広報課 あて

《参加申込書提出に係る留意点》

- ・参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届【様式3】を提出すること。
なお、提案を辞退した場合においても、本市に係る他の案件での入札には一切影響がない。
- ・1事業者当たり、提案は1件とする
- その他 提出された(ア)参加申込書【様式2】及び(イ)参加申込者の概要がわかる資料は、受付した秘書広報課の職員がその場で確認し、参加申込書を持参した者に対し、企画提案見本紙作成のための素材(写真及び原稿等)を提供することとする。

(4) 企画提案書の提出

■期限 令和5年7月7日（金）午後5時 必着（持参又は郵送）

■提出物

ア 企画提案書【様式4】

・企画提案書等作成要領を参照の上、同要領に規定する項目を作成すること。

イ 事業者の概要【様式5】

ウ 執行体制図（任意様式）

エ 業務実施方針（任意様式、2ページ以内）

・企画提案書作成要領を参照の上、「1 業務実施方針」について説明すること。

オ 企画提案見本紙

・企画提案書等作成要領を参照の上、表紙1ページ、特集記事2～4ページ、お知らせ記事2ページの計5～7ページを作成すること。

カ 見積書（任意様式）

・内訳書を添付すること。

キ 類似業務実施実績など、印刷物のデザイン・レイアウト編集に精通していることが分かる資料（任意様式）

ク 応募資格に係る申立書【様式6】

ケ 定款

コ 財務状況のわかる直近の書類

サ 租税公課を滞納していないことがわかる直近の公的証明書類（写し可。租税公課の納税証明書等）

シ その他、提案企画の説明に必要な資料

■企画提案書の形式

ア 用紙サイズはA4判とする。

イ 提出部数は、6部とする。

■提出先 上記参加申込書提出先と同じ

■その他 提出された企画提案書等は、当該審査以外に無断で使用することはない。

(5) プレゼンテーションの実施に関する通知

企画提案内容について、プレゼンテーションを実施する。

提出された書類等を確認の上、プレゼンテーションの参加可否及び実施について、提案者に対して通知する。

■通知 令和5年7月20日（木）予定

■通知方法 電子メールにより通知する。

(6) プレゼンテーション及び契約候補者の決定

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案選考員会で審査・評点を行い、総得点により、契約候補者を選定する。

また、同じ点数の企画提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選定する。

■日 程 令和5年7月26日(水)午後予定

■場 所 大船渡市役所本庁舎

■実施時間 時間は25分以内とし、その配分は次のとおりとする。ただし、質疑応答については、当該時間を超えて行う場合がある。

実施内容	時間配分
プレゼンテーション(準備含む)	15分
質疑応答	10分

■留意事項

ア プレゼンテーションは、企画提案書の受付順に実施する。

イ プレゼンテーションは3名以内で行うこととし、業務担当者を含めること。

ウ プレゼンテーションの方法は参加者の自由であるが、提案書等を投影する場合、ディスプレイは、本市が準備する。ただし、プレゼンテーション用のパソコン、その他のディスプレイと接続するHDMIケーブル等のOA機器等は、提案者で準備、設置すること。

エ 提案する内容及び質疑応答の回答は、プレゼンテーション終了後において取消し、又は変更することは原則できない。

オ 受付時間までに受付を行わない場合は参加を辞退したものとみなす。

《審査基準》

ア 提案内容(業務実施方針・企画提案見本紙)

- ・ 広報紙の役割(使命)を理解しているか。

【表紙デザインについて】

- ・ 全体のバランスがとれているか。
- ・ 表紙デザインは、親しみの持てるタイトルデザインか。

【特集記事のレイアウトについて】

- ・ 記事の配置や見出しなど、紙面全体のバランスがとれているか。
- ・ 記事が読みやすいか。
- ・ 写真やイラスト、色づかいなどが効果的であるか。

【お知らせ記事のレイアウトについて】

- ・ 題字やフォーマットのデザインは、わかりやすいか。
- ・ 記事が読みやすいか。
- ・ カテゴリ別配置など目的の情報へたどり着きやすくするための工夫がされているか。

イ 業務遂行能力

- ・ 業務を適正かつ確実に実施するための体制が整っているか。
- ・ 同種又は類似する業務を行った実績があるか。

ウ 見積書

- ・ 提案内容に対して整合性のある見積金額になっているか。
- ・ 提案内容に対しての見積金額が適切である。

エ その他

- ・ 本業務の遂行に当たって有用な提案があるか。

(7) 結果通知

■日 程 令和5年7月28日(金) 予定

■方 法 電子メールにて通知する。

※審査内容及び審査経過については公表しない。

5 契約

(1) 契約手続

- ① 本市と受託者は、大船渡市財務規則（平成11年大船渡市規則第17号、以下「財務規則」という。）に定める随意契約の手続きにより、改めて見積を行い、契約を締結する。
- ② 本業務の業務委託仕様書は、契約候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、本市と契約候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、契約候補者との協議が整わなかった場合には、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金

受託者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、財務規則第131条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

(3) 委託事業費

本業務の遂行に必要な経費で、本市予算の範囲内の額とする。

(4) 支払条件等

年額を月割り計算により支払うこととする。

(5) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、本市の承認を得た上で業務の一部を第三者に委託することができる。

(6) 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、大船渡市個人情報保護条例に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めなければならない。

6 その他

(1) 以下のいずれかの事項に該当する場合には、失格又は無効とする。

- ・ 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- ・ 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者の場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案の場合
- ・ 本募集要領に違反すると認められる場合

- ・ その他審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合
- (2) 企画提案書提出後、関連する事項について、本市職員が聞き取りを行う場合がある。
 - (3) 提出期限後の提出書類の変更、差替又は再提出は、字句修正等、軽微な変更を除き認めない。
 - (4) 企画提案に要する経費については、参加者の負担とする。
 - (5) 提出された企画提案書等については、返却しない。

7 問い合わせ先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15 番地

大船渡市企画政策部秘書広報課 山口、千葉

T E L : 0192-27-3111 (内線 210、212)

E-mail : ofu_hisyo-ko@city.ofunato.iwate.jp